

佐世保市交通誘導員配置基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、佐世保市が発注する請負工事（以下「工事」という。）に係る交通誘導員の配置に関して一般的基準を定め、工事に係る交通災害の防止と設計業務の効率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準に用いる用語の定義は、次によるものとする。

- (1) 交通誘導員とは、警備業者の警備員（警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事するものをいう。
- (2) 交通警備員とは、前号の交通誘導員のうち交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員若しくは2級検定合格警備員（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定の合格者に限る。以下「検定合格者」という。）又は交通誘導に関し専門的な知識と技能を有するものをいう。
- (3) 交通誘導に関し専門的な知識と技能を有する者とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 法に定める指定講習を終了した者
 - ロ 法に定める基本教育及び業務別教育（法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係るものに限る。）を現に受けている者
- (4) 現道とは、現に一般の通行の用に供している道路（歩道を含む。）をいう。

(適用の除外)

第3条 この基準は、信号機等により機械的に交通誘導を行う場合については、適用しない。

第2章 現道上で行う工事

(適用の範囲)

第4条 本章の規定は、現道上の工事について適用する。

(配置基準)

第5条 交通警備員の配置については、次により行うものとする。

- (1) 地元警察署若しくは道路管理者との協議又は地元説明会等で交通誘導員を配置するよう条件が付された場合は、その条件に基づき交通警備員を配置するものとする。

- (2) 交通警備員を配置する場合は、「道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年建設省道路局国道第一課通知）」に基づき行うものとする。
- (3) 前2号の場合で、長崎県公安委員会が法に基づき道路における危険を防止するために必要と認めた路線（以下「認定路線」という。）に交通警備員を配置する場合は、責任者的役割を負う検定合格者を1名以上配置するものとする。ただし、1工事に工事区間が2箇所以上ある場合は、その工事区間ごとに1名以上配置するものとする。
- (4) 片側交互通行する工事において、当日工事開始から終了まで交通開放できない場合は、必ず交通警備員を交替要員として配置し、労働基準法が定める休憩を与えるものとする。

（配置期間、時間等）

第6条 交通警備員を必要とする期間及び配置時間は、当該工事（作業準備時間を含む。）を行う時間とする。

第3章 現道上以外の場所で行う工事

（適用の範囲）

第7条 本章の規定は、現道上以外の場所で行う工事に適用する。

（配置基準）

第8条 交通誘導員の配置については、次により行うものとする。

- (1) 地元警察署との協議、地元説明会等で交通誘導員を配置するよう条件が付された場合は、その条件に基づき適切に配置するものとする。
- (2) 工事現場への工事用車両（乗用車及び軽貨物自動車を除く。以下同じ。）の出入口（工事現場に工事用車両が進入できない場合においては、工事用車両を寄せ付ける部分）が駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項各号に規定する区域内にある場合においては、工事用車両が出入りする期間中、継続して交通誘導員を配置するものとする。
- (3) 前号以外の区域内に工事現場への工事用車両出入口がある場合は、工事用重機械搬出入、土砂搬出入、資材搬出入、コンクリート打設時等に交通誘導員を配置するものとする。
- (4) 認定路線に交通誘導員を配置する場合は、責任者的役割を負う検定合格者を1名以上配置するものとする。

（配置期間、時間等）

第9条 交通誘導員を必要とする期間及び配置時間は、作業工程及び作業時間を考慮して、次により行うものとする。ただし、工事用車両が現場に出入りすることのない日は、この限りでない。

- (1) 前条第2号の場合においては、次によるものとする。

イ 配置する期間は、最初に工事用車両が工事現場に出入りする日から最

後に工事現場に出入りする日までとする。

ロ 配置する時間は、当日最初の工事用車両が出入りする時間から当日最後の工事用車両が出入りする時間までとする。

(2) 前条第3号の場合においては、次によるものとする。

イ 配置する日は、重機械搬出入、土砂搬出入、資材搬出入、コンクリート打設等のために工事用車両が工事現場に出入りする日とする。

ロ 配置する時間は、当日最初の工事用車両が出入りする時間から当日最後の工事用車両が出入りする時間までとする。

(3) 工事用車両の工事現場への出入りは、交通誘導員の誘導に従わなければならないものとする。

第4章 その他

(狹隘道路における交通誘導員の配置)

第10条 工事用車両が進入できない狹隘道路上で工事を行う場合において、作業実施区間の始点と終点の見通しが確保できない場合は、始点及び終点にそれぞれ交通誘導員を配置するものとする。この場合において、当該道路屈折部等から始点及び終点における当該道路利用者の動向が確認できる場合は、当該位置に交通警備員を1名以上配置すれば足りるものとする。

(交通誘導員の配置の特則)

第11条 この基準に定めるもののほか、工事に係る交通災害を未然に防止するため、特に必要と認める場合は、交通誘導員を配置するものとする。

2 道路通過交通量が著しく少ない現場その他現場の状況等により交通安全上支障がないと所属課長が認める場合は、交通誘導員を配置する期間若しくは時間を減じ、又は配置しないことができるものとする。

3 警備業者がない離島の工事にあつては、第2条第1項第1号中「警備業者の警備員(法(昭和47年法律第117号)第2条第4項に規定する警備員をいう。)」とあるのは、「工事作業員」と読み替えるものとする。

(警備料金)

第12条 交通誘導業務において契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金(労務単価)等に加えて警備会社に必要な現場管理費、一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いを図るものとする。

附 則

この基準は、平成22年5月1日から施行し、同日以後施工する工事から適用する。

附 則

この基準は、平成29年9月25日から施行し、同日以後施工する工事から適用する。